

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周防大島町公共交通活性化協議会
住 所 大字小松 126-2
代表者氏名 会長 山中 茂雄

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域内フィーダー確保維持費国庫補助金)

令和7年6月〇〇日

(名称) 周防大島町公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

周防大島町においては、柳井市へ通じる唯一の幹線交通であるバスを軸に、周防大島町内に路線バス、乗合タクシー、町営バス（スクールバス一般混乗型）、スクールバス等により構成される公共交通機関網が広がっている。

幹線交通が柳井市に向かう手段として、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能しているほか、幹線交通に通じる町営バスや乗合タクシーが支線の役割を果たしている。

奥畑線乗合タクシーについては、定時定路線での運行を維持してきたが、人口減少による利用者の減少が顕著になってきたほか、屋代エリアにおいて斜面沿いに住宅が広がっており、従来のバス停と住宅地との間に高低差がある状況であることから、高齢者を中心に自宅付近でのバス停設置ニーズが高まっていた。

こうしたことを踏まえ、デマンド型交通「奥畑線乗合タクシー」を確保・維持することで、小松・屋代エリアの住民の生活交通手段を存続させることが必要であり、この交通があることで地域の持続可能性の向上にも寄与することができる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

運賃収受を行う全ての公共交通の総和を 108,618 千円以上とし、周防大島町からの支出を陸上交通では 109,002 千円以下、海上交通では 17,956 千円以下とする。

フィーダー系統の収支率を 7.7%以上（直近年度の実績 7.7%）とする。

（周防大島町地域公共交通計画 P39～40 参照）

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、町民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・送迎交通を含めた交通ネットワークの再構築
- ・使いやすい運賃体系の確立
- ・分かりやすい公共交通に向けた情報発信の推進
- ・公共交通を使う機会を増やす取組の推進
- ・周辺領域との連携による多角的な収益の確保

（周防大島町地域公共交通計画 P42～59）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当なし

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 町民 1 人あたりの年間公共交通利用回数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う ・ 通学目的での年間公共交通利用者数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う ・ 陸上交通・海上交通の維持に係る町の行政負担額の総和を集計し、評価指標の計算を行う ・ 町内の公共交通の運賃収入の総和を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う ・ 陸上交通の運行に際して排出される二酸化炭素排出量の集計を行い、評価指標の計算を行う ・ 地域間幹線系統補助を受けている路線の年間利用者数を事業年度で調査・集計し、評価指標の計算を行う
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和3年度】

令和3年11月12日 ・周防大島町地域公共交通活性化協議会 設立

【令和4年度】

令和5年3月 ・周防大島町地域公共交通計画策定

【令和5年度】

令和6年3月 ・周防大島町全域の交通体系のり・デザインと、あらゆる主体が連携して交通を支える体制構築実証プロジェクトについて検討

【令和6年度】

令和6年5月 ・計画全体について合意

令和6年7月 ・奥畑線乗合タクシーの見直し実証運行について合意

令和6年11月 ・周防大島町地域公共交通利便増進実施計画の骨子案について検討

令和7年1月 ・周防大島町地域公共交通利便増進実施計画（素案）について検討

令和7年3月 ・周防大島町地域公共交通利便増進実施計画（案）について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

公共交通計画案について、周防大島町で意見聴収を行ったところ、下記の意見があった。

- ・バスの便を増やして欲しい
- ・運賃が高い
- ・バスの運行表が見にくい
- ・乗り継ぎが不便
- ・なくなれば高齢者が困る 等

計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバスシステムの確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 周防大島町大字久賀 5134 番地 (久賀庁舎)

(所 属) 産業建設環境部地域交通課地域交通班

(氏 名) 吉 國 歩

(電 話) 0820-79-1003

(e-mail) chiikikoutsu@town.suo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、

別紙

地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
周防大島町	サザンセット交通(株)	(1) 奥畑線乗合タクシー	奥畑上	大島庁舎 前	町立大 島病院	往 km 復 km	307日	2,562回			区域運行	①	大島庁舎前で補助対象地 域間幹線系統防長バス大 島線と接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	周防大島町
-------	-------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	14,798
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
周防大島町地域公共交通計画	令和5年3月31日	
周防大島町地域公共交通利便増進実施計画	令和7年3月31日	令和8年度

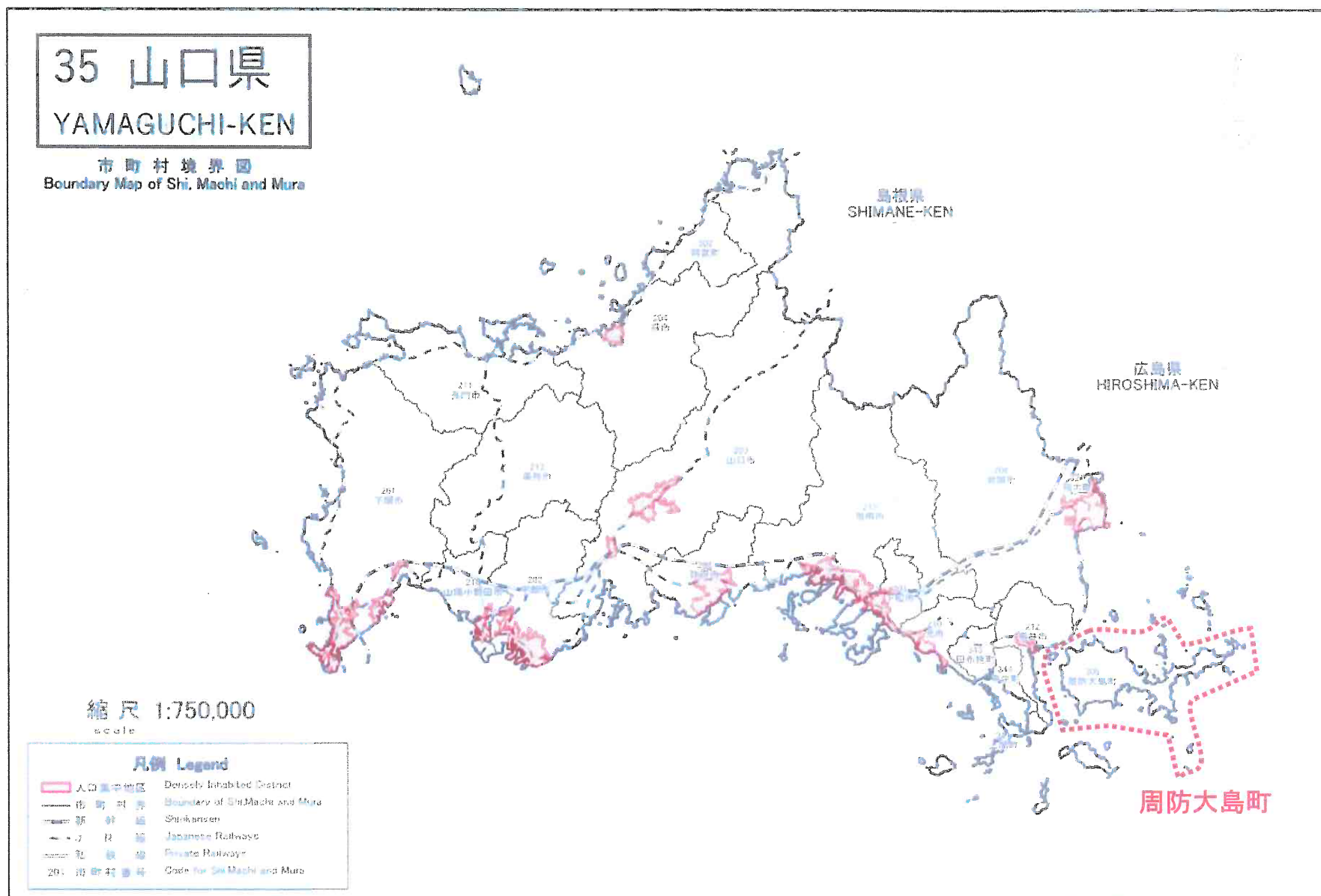
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区



出典: 令和2年国勢調査